＜参考＞

○監事選任案に係る理事会議事録に現監事の署名等がある場合は、個別の同意書は不要。

|  |
| --- |
| 【社会福祉法人指導監査実施要綱別紙　指導監査ガイドライン抜粋】  　理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。  　（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。  　なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。 |

